

《特別講演》

教育・研究における著作物の利用

甲野正道（大阪工業大学）

教育における著作物の利用に関しては、著作権法 35 条 1 項によれば、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することや公衆送信することができる。この規定が存在することで、大学教員は、教材中に様々な著作物、例えば新聞や雑誌の記事を用いて、それをレジュメとして配布したりオンラインで送信したりすることが可能となっている。しかし、条文の文言には、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」といったものもあり、利用の可否の限界は必ずしも明確とは言えない。

そのようなことから、教育関係者と著作権団体の代表が、35 条 1 項の解釈・運用に関し検討を重ね、昨年 12 月に 35 条の解釈に係る運用指針を取りまとめている。

本講演においては、以上を踏まえ、著作権法 35 条 1 項の条文の文言の意味とともにこの運用指針の内容を紹介することにより、学校の授業における著作物の適法利用の範囲について、解説することとする。

次に、研究における著作物の利用については、著作権法 35 条 1 項のような規定は置かれていないので、一般的な権利制限規定が研究活動との関連でいかに適用されるかが問題となる。具体的には、個人が職業以外の私的使用目的で行う複製（30 条 1 項）や、情報解析、技術開発その他の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30 条の 4）、図書館での文献複写サービス（31 条 1 項 1 号）、論文等への引用（32 条）などであるが、これらの規定により研究目的での複製は一定程度認められるものの、学会における発表（紙が媒体での配布や上映、オンライン配信）といった場面においては、「引用」を除き、適用は困難であると思われる。

もっとも、現在文化庁では研究目的の権利制限一般について検討を行っているところであり、また図書館の文献サービスについてもオンラインでの資料取得が認められる方向での法改正の準備が進められている。

そのようなことから、本講演では、研究活動に関し適用の可能性がある規定を解説するとともに、最新の立法動向について紹介することとする。

《シンポジウム》

新学習指導要領で変わる小学校における英語指導 —映像メディアを活用した授業作り—

桑形陽介（伊根町立本庄小学校）

近藤暁子（兵庫教育大学）

2020年度に完全実施予定の新学習指導要領で、小学校での英語指導が大きく変更される。本シンポジウムでは、変更に伴う指導の留意事項を考察した上で、指導提案の一つとして、映像メディアを使用した授業の実践報告を行う。

授業を作っていく上で、指導者に求められることは大きく2つあると考える。「教師のスキルが求められること」と「教師のアイデアが求められること」である。特に、前者については、教室英語や Teacher's talkなどを充実させたり、発音や文法に自信を持って英語が話せたりするために指導者自身の英語力を向上させることが重要であると言えるだろう。本シンポジウムでは、指導者の英語力を補うためにも *NHK for school* を始めとする豊富にある教育コンテンツを授業に活用した実践報告をする。

今回は「エイゴビート」という番組を活用した英語活動を紹介する。本番組はラップのリズムに乗って、英語のリズムを感じながら様々な表現を楽しく学ぶことができるよう工夫されている。児童は食い入るように画面を見つめ、リズムに乗って楽しく英語を学ぶ姿が見られた。映像と英語の音、そして文字が目と耳と頭に飛び込んでくるような感じである。耳と体で英語のリズムを感じることができれば、子どもたちはすぐに表現を口ずさむようになる。

英語に自信がなくても、デジタル教材を活用することで、子どもたちは英語のリズムを耳と体で感じながら、自然と英語の表現に慣れ親しむことができる。子どもたちが、ねらいとする英語の表現に十分慣れ親しむことができれば、あとは学級担任の腕の見せ所である。学級の実態、子どもの実態を考えて、授業の中で、「聞きたい」「伝えたい、話したい」という気持ちを引き出す活動になるように工夫すればよい。児童が英語を使う必然的な場面を設定し、自分を表現したり、他者と関わったり、力を合わせたりして、相手を意識したコミュニケーション活動ができれば、豊かなコミュニケーション能力が育つと考える。

《企画ワークショップ》

映像メディアを活用した英語教育

ATEM 英語学 SIG

衛藤圭一（京都外国語短期大学）

飯田泰弘（岐阜大学）

吉川裕介（京都外国語大学）

近年、映像メディアは英語教育の現場において広く浸透しており、これまでも映像メディアを活用した様々な取り組みがなされている。本ワークショップでは、映像を用いた授業の実践報告として、各発表者のアプローチを紹介し、授業内において興味深い言語現象を効果的に習得させるための活動について試案を提示したい。

第一発表者（衛藤）は、法助動詞を取り上げ、英語話者が様々な気持ちや態度を表す際によく使用される点を示すとともに、学生自身が微妙なニュアンスの違いを英語で自己表現できるようになるための活動を紹介する。このような活動の効果は映像を通した言語現象の理解をもって最大限に引き出されるということを指摘したい。

第二発表者（飯田）は、学校英文法ではあまり目にしない破格的な英語の現象に注目し、その実例を映画から紹介する。そのうえで、これら特異な英語を英語授業でいかに活用できるかや、いかに英語の深い理解につながる道具とできるかを考える。具体的には、転換等における新語や、さまざまな構文に見られる現象を観察し、英語教材としての映画の魅力に迫る。

第三発表者（吉川）は、『プラダを着た悪魔』を取り上げ、1本の映画から多くの言語現象を横断的に学習する実践例を紹介する。映画を1つの作品に絞ることで、人物関係や場面設定についての情報をストーリーと共に深めることが期待できる。それにより、映画における場面と現象（発話）がいかに深く関係し、その背景にはどのような規則性が潜んでいるのかについて、学習者はより効果的に理解することができる点を示す。

《支部間交流発表》

ウェブ時代における授業と著作権

田淵龍二（ミント音声教育研究所）

生徒による複製可否などの著作権ガイドライン作成は 2004 年 3 月に遡る。これが教育界にとっては躓きのはじまりだった。最終段階で降りてしまった教育界は、以来萎縮を続け、リスク回避の風潮が広まってしまったからだ。

ウェブを使った教育が広がる 21 世紀。旧来の権威が崩壊し、GAF A など巨大ビジネスと、スマホを操る大衆の情報発信が世界を動かし始めた。デジタル覇権に敗れた日本は、著作権法改正を矢継ぎ早に打ち出している。

音楽著作権団体が著作権料支払いをピアノ教室に求める事件が発生した（2017 年）。著作権問題が法の運用であるだけでなく、当事者間の交渉でもあることをこの争いは示している。そして今「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」（第一条）基本精神への回帰が提起されはじめた。

これらを踏まえ、ウェブ資源を教育利用する諸方策を列挙する。各例はオープンサイト『Mint Station』（<http://www.mintap.com/talkies/?open=ashap>）から無料でアクセスできる。

- a. 保護期間を過ぎた著作物 / 映画『オズの魔法使い』
- b. 古典的著作物 / 『朗読マザーグース』
- c. 明確な著作権制限 / Barack Obama 『広島スピーチ 2016』
- d. 自前著作物 / 『フォニックスライム』
- e. 最高裁判例 / 映画『ローマの休日』
- f. 検索サイト / 映画コーパス『Seleaf』、TED コーパス『TED360』、『CORPORA』、論文コーパス『NaCSE』
- g. クリエイティブコモンズ / 文法コーパス『SCoRE』、TED Talks
- h. ガイドライン締結 / 南雲堂『Reading Pass 2』
- i. 個別交渉 / ノーベル財団『Setsuko Thurlow 平和賞受賞記念講演 2017』
- j. 著作権者からの公開依頼 / Hussein Zanaty 『Friends』

殻に閉じこもる教育界を内から解き放つことはできるのだろうか？ ウェブ時代における授業と著作権について、リアルな体験を踏まえて報告する。

《研究発表・実践報告》

〈研究発表〉（オンデマンド発表）

ビクトリア時代のドラマと映画（*Florence Nightingale* (2008) 等）に表象されるジャーナリズムを通してイギリス社会とジャーナリズムの関係を考察する

河野弘美（京都外国語短期大学）

ビクトリア朝ジャーナリズムはイギリス社会で重要な位置を占めていた。*The Times*（1785年～）、*The Illustrated London News*（1842-1992）、*The Morning Chronicle*（1769-1862：途中発行中止期間有）は、19世紀を代表するジャーナリズムとして国家形成に影響を与えていた。残念ながら、社会や文化を読み解くコードとしてジャーナリズムを活用している学習者はそう多くない。本発表では、ジャーナリズムの発展の歴史を追っていきながら、ビクトリア朝ジャーナリズムが与えた社会への影響を、映像を通して分析し読み取っていく。映像の登場人物（読み手）とジャーナリズムの関係、読者層の広がり、ジャーナリズムの政治性を明らかにし、イギリス社会を理解する学習方法の提案をしていく。

本発表では、19世紀が舞台のBBC制作TVドラマ *Florence Nightingale*（2008）に登場する *The Times*、映画 *Oliver Twist*（2005）とITV制作ドラマ *Victoria, Season 3*（2019）に描かれている *The Illustrated London News* と *The Morning Chronicle* を扱う。

Florence Nightingale で描かれている *The Times* の記事は、政府への批判があらわになっている。当時最大の購買数を誇っていた *The Times* には大衆という第三の政党を作り出す社会的力があり、社会的弱者であった女性のナイチンゲールをイギリス社会という読者の大衆が支援し、政治を動かす原動力となっていたことが *Florence Nightingale* の *The Times* のシーンより読み取ることができる。*The Illustrated London News* と *The Morning Chronicle* も同様に、作品中で扱われている記事やイラストのシーンを通して、イギリス社会、大衆、国家形成への関係を分析しイギリス社会の理解へとつなげることが可能となる。ジャーナリズムを理解し、社会を読み取るコードとすることで可能となる学習方法があるため、その提案を本発表を通して行い、ジャーナリズムのもつ政治性、文化性、経済性という研究側面を提示していくことも本発表の目的としていく。

〈実践報告〉

半期で6本の映画を丸ごと見せる授業の内容と工夫 —2019年度以前と2020年度を比べながら—

神谷健一（大阪工業大学）

この授業は発表者自身が担当する、学部2年次学生の英語力強化を目的として開講されている半期完結の少人数ゼミ2科目のうちの1科目である。2019年度前期は2名、後期は5名、2020年度前期は6名、後期は8名の受講生が当ゼミに配属されている。使用する作品は『となりのトトロ』(1988)、『ノッティングヒルの恋人』(1999)、『プラダを着た悪魔』(2006)、『グッド・ウィル・ハンティング/旅立ち』(1997)、『エリン・ブロコビッチ』(2000)、『トゥルーマン・ショー』(1998)であった。2020年度前期は『グッド・ウィル・ハンティング/旅立ち』(1997)の代わりに『バック・トゥ・ザ・フューチャー』(1985)を学生の希望により英語音声・英語字幕で、『バック・トゥ・ザ・フューチャー Part 2』(1989)と『バック・トゥ・ザ・フューチャー Part 3』(1990)を英語音声・日本語字幕で視聴させた。同学期は毎学期2回程度実施される集合ゼミが新型コロナ禍の影響で中止になったため8本の作品を視聴させた。

この授業では基本的には2週を1セットとして英語音声・日本語字幕による「映画の全編視聴」と「その映画に関する学習」を繰り返している。映画を全編視聴させる理由は単純で、その方が学生たちも楽しめるからである。勤務校は1コマ100分授業ではあるが、それでも長い映画作品は途中で分割しなければ映画全体を視聴させることができない。しかし3限に開講されている利点を生かし、映画視聴の週は分割しなくても全体を視聴できるよう、昼食持ち込みで昼休みから開始している。映画終了後には Internet Movie Database (<http://imdb.com/>) から各映画作品についての Trivia と Goofs を、また Wikipedia から Plot の部分を A4 両面1枚にまとめ、宿題として翌週までに読んでくるよう指示する。

学習の週では必要に応じて映画と比較しながら、前週に渡したプリントの Trivia と Goofs を一人ずつ当てて和訳させる。Plot については前週の映画視聴があるため大まかには把握できているところが多いが、うまく訳すことができなかった部分（主に文法上の理由）について質問させ、それに教員が答えるという形で実施している。その後で「英語の音の変化」「主題歌のこなれた日本語訳を英語の歌詞と比較する」「主題歌を使ったディクテーション」「主題歌に見られる脚韻」「脚本のある台詞と自発的な発話の違い」「口語英語の特徴」「印象的なセリフの暗唱」などのトピックから1つ～2つを選んで実施している。

当日には全資料をダウンロードできるサイトを用意する。忌憚のないご意見を伺いたい。

〈実践報告〉（オンデマンド発表）

映像素材を用いた英語教育の一例 —学習者の興味と関心を喚起することを目的として—

松江夏津紀（京都外国語大学・非）

学習者に学習項目を例示する際、TV ドラマなどの映像素材を用いて視覚と聴覚の両方に訴えることで学習効果が上がることは、これまでも多々指摘されている。また、講義中の説明では伝えにくい場面や言語現象を、映像素材を提示することで、学習者の理解が助けられるということも多数の報告がされている。本発表では、英語、及び英語学の授業において、TV ドラマや YouTube 動画などの映像素材をどのように利用しているのかについて、その指導例を報告する。

具体的には、主に次の 4 点について述べる。1 点目は英語の音声に関わる授業で用いる映像素材についてである。英語の音声指導の際、英語のシラブルと日本語のモーラについての違いについての導入から始めているが、その際に YouTube 動画を用いて映画の英語版主題歌と日本語版主題歌を用いて違いを観察させ、英語のリズムについて指導する例を紹介する。

2 点目は、英語構文の意味を理解させる際の YouTube 動画を用いた指導例を提示する。例えば、John kicked { ϕ /at} the ball. のような構文は、その意味の違いを講義で説明するだけでは、学習者の記憶に残らなかったことが多かった。ここでは、映像素材を用いることで学習者の理解度が深まった特定構文の例を紹介する。

3 点目は、実際の場面での命令文や依頼文が使用法という語用論面についての指導において有効利用できる映像素材について検討する。Please 文や、{Would/Will/Could/Can} you ...? で表現される話者の要求がどのような場面で用いられているのかを例示することで、命令と依頼の違いについての理解度が深まることを述べる。

最後に、自律学習促進を目的とし、動画サイトを利用した授業外学習の取り組みについて論じる。

上記の 4 点を中心に、YouTube 動画、*Orange is The New Black* (2013-2019)、*The Walking Dead* (2010-) 等のドラマ、sitcom では *The Big Bang Theory* (2007-2019) などの素材を用いて報告する。